審　査　基　準

平成２８年６月２３日作成

法　　令　　名	風俗営業等適正化法
根　拠　条　項	第１０条の２第１項
処 分 の 概 要	特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法第１０条の２第２項（認定申請の手続） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令第５条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第２４条（特例風俗営業者の認定の基準）、第２５条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審　査　基　準	風俗営業等適正化法第１０条の２第１項第２号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中に認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間	申請に係る営業所の実態調査を行った日から３０日
申　　請　　先	徳島県公安委員会（申請書提出先は、営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課）
問 い 合 わ せ 先	徳島県警察本部生活安全企画課（電話　代表 088-622-3101）又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備　　考	法令の定めの解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」第１６を参照すること。